

## 西宮市営住宅敷金減免要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例第26条(平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。)西宮市営住宅条例施行規則第27条(平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づき市営住宅の敷金の減免について別に定めがあるもののほか、その実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (減免の対象)

第2条 敷金の減免を受けようとする者(同居親族を含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を対象とする。

- (1) 敷金の減免を受けようとする者が、病気、災害その他特別の事情により、一時的な支出増や収入減におちいり、本来認定される収入基準月額以下の収入となり、本来の敷金額を納付することが、困難であると認められる場合
- (2) 入居しようとする者が、生活保護法による住宅扶助(敷金の扶助)を受けている場合で、当該市営住宅の敷金が、住宅扶助額を超えている場合

### (減免額)

第3条 敷金の減免額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号に該当する場合は、本来敷金額から直近6ヶ月の収入により認定した収入基準月額によってもとめられる家賃額の3月分に相当する金額を控除した金額を減額する。
  - (2) 前条第2号に該当する場合は、敷金と住宅扶助額との差額相当額を減額する。
- 2 この要綱に定めるもののほか他の減免事由にも該当する場合は、どちらか有利な方を適用する。

### (減免の手続き)

第4条 敷金の減免を受けようとする者は、市営住宅敷金減免申請書(規則様式第26号)に市長が、必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

### (減免の決定及び通知)

第5条 市長は、減免申請があった場合、当該申請に基づいて書類審査を行い、減免額を決定し、市営住宅敷金減免承認(不承認)書(様式第28号)により申請者に通知する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。